

高速自動車国道中央自動車道
西宮線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１６７」を「別紙１－１６９」に改める。

第５条中「別紙１－１６７」を「別紙１－１６９」に改める。

第１４条中「別紙１－１６７」を「別紙１－１６９」に改める。

別紙 1—2、別紙 1—4 から別紙 1—6、別紙 1—9、別紙 1—12、別紙 1—24、別紙 1—25、別紙 1—27、別紙 1—47、別紙 1—74、別紙 1—99、別紙 1—104 から別紙 1—107、別紙 1—114、別紙 1—115、別紙 1—119 から別紙 1—121、別紙 1—123 から別紙 1—125、別紙 1—127 から別紙 1—130、別紙 1—132 から別紙 1—140、別紙 1—143 から別紙 1—159、別紙 1—163 から別紙 1—167 を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

滋賀県大津市上田上牧町	から
京都府城陽市寺田金尾	まで

(ロ) 延長

滋賀県大津市上田上牧町	から	25. 1 キロメートル
京都府城陽市寺田金尾	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町 から 京都府城陽市寺田金尾 まで	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町 から 京都府城陽市寺田金尾 まで	120	25. 1	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

(3. 50メートル) (暫定4車線)
3. 50メートル、3. 75メートル 6車線

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県大津市上田上牧町	から	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
京都府城陽市寺田金尾	まで	6車線	6車線	6車線

(ト)路肩の標準幅員

滋賀県大津市上田上牧町から京都府城陽市寺田金尾まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1. 75×2) 2. 50×2	(3. 50) 5. 00	(1. 75) 2. 50	(1. 25) 1. 25	(3. 00) 3. 75	(暫定4車線) 6車線

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
滋賀県大津市上田上牧町	から	4. 50	メートル(土工部)	
京都府城陽市寺田金尾	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道307号	京都府綴喜郡 宇治田原町大字郷之口	立体接続	宇治原インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈道路)	京都府城陽市 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ
一般国道24号	京都府城陽 寺田金尾	立体接続	城陽ジャンクション・インターチェンジ

(4)工事予算

765, 673 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

832, 972 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 793, 029 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

京都府八幡市美濃山荒坂	から
大阪府高槻市原	まで

(ロ) 延長

京都府八幡市美濃山荒坂	から	10.7	キロメートル
大阪府高槻市原	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
大阪府高槻市原	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	120	10.7	
大阪府高槻市原	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	(4車線)	(6車線)	(暫定4車線)
大阪府高槻市原	まで	6車線	6車線	6車線

(ト)路肩の標準幅員

京都府八幡市美濃山荒坂から大阪府高槻市原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	(1. 75×2) 2. 50×2	(3. 50) 5. 00	(1. 75) 2. 50	(1. 25) 1. 25	(3. 00) 3. 75	(暫定4車線) 6車線

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
京都府八幡市美濃山荒坂	から	4. 50	メートル(土工部)	
大阪府高槻市原	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (第二京坂道路)	京都府八幡市 美濃山荒坂	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ
府道八幡京田辺インター線	京都府八幡市 美濃山古寺	立体接続	八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ

(4)工事予算

630, 566 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日 (暫定4車線供用)

令和 13 年 3 月 31 日 (6車線化完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

716, 766 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 682, 645 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府高槻市原	から
大阪府箕面市下止々呂美	まで

(ロ) 延長

大阪府高槻市原	から	18.0 キロメートル
大阪府箕面市下止々呂美	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府高槻市原	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
大阪府箕面市下止々呂美	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府高槻市原	から	120	18.0	
大阪府箕面市下止々呂美	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府高槻市原 大阪府箕面市下止々呂美	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

大阪府高槻市原から大阪府箕面市下止々呂美まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
大阪府高槻市原から	4. 50メートル(土工部)	
大阪府箕面市下止々呂美まで	4. 50メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	大阪府高槻市 宮が谷	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道伏見柳谷高槻線	大阪府高槻市 成合	立体接続	高槻ジャンクション・インターチェンジ
府道茨木摂津線	大阪府茨木市 千提寺	立体接続	茨木千提寺インターチェンジ
一般国道423号	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ
一般国道423号 バイパス	大阪府箕面市 下止々呂美	立体接続	箕面とどろみインターチェンジ

(4)工事予算

383, 403 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 12 月 10 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 16 日 (一部完成)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

408, 889 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 402, 637 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府箕面市下止々呂美	から
兵庫県神戸市北区八多町	まで

(ロ) 延長

大阪府箕面市下止々呂美	から	22. 6 キロメートル
兵庫県神戸市北区八多町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美	から	第1種第1級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)
兵庫県神戸市北区八多町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美	から	120	22. 6	
兵庫県神戸市北区八多町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大阪府箕面市下止々呂美 兵庫県神戸市北区八多町	から まで	4車線	6車線	

(ト)路肩の標準幅員

大阪府箕面市下止々呂美から兵庫県神戸市北区八多町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
大阪府箕面市下止々呂美	から	4. 50	メートル(土工部)	
兵庫県神戸市北区八多町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道川西インター線	兵庫県川西市 西畦野	立体接続	川西インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県神戸市 北区八多町	立体接続	神戸ジャンクション
山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市 北区八多町	平面接続	神戸ジャンクション

(4)工事予算

384, 946 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 29 年 12 月 10 日 (箕面とどろみIC～川西IC 供用開始)

平成 30 年 3 月 18 日 (川西IC～神戸JCT 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

415, 465 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 410, 958 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道姫路鳥取線
(兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 姫路鳥取線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県たつの市新宮町角亀	から
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで

(ロ) 延長

兵庫県たつの市新宮町角亀	から	11.5 キロメートル
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	第1種第3級	道路構造令
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	80	11.5	
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	2車線	4車線	用地買収については、 現地条件等を勘案した 上で、当面、暫定二車線 施工に必要となる用地を 取得するものとする。
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで			

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県たつの市新宮町角亀から兵庫県宍粟市山崎町市場まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.5メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
兵庫県たつの市新宮町角亀	から	メートル(土工部)
兵庫県宍粟市山崎町市場	まで	メートル(橋梁部)
		メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道播磨新宮インター線	兵庫県たつの市 新宮町光都三丁目	立体接続	播磨新宮インターチェンジ
中国縦貫自動車道	兵庫県宍粟市 山崎町市場	立体接続	宍粟ジャンクション

(4)工事予算

74, 058 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 12 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82, 088 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 81, 482 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国横断自動車道阿南四万十線
(徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道 阿南四万十線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県徳島市東沖洲	から
徳島県徳島市川内町富久	まで

(ロ) 延長

徳島県徳島市東沖洲	から	4.7	キロメートル
徳島県徳島市川内町富久	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	第1種第2級	道路構造令 ・なお、暫定施工時は、第1種第3級(道路構造令)
徳島県徳島市川内町富久	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	100	4.7	
徳島県徳島市川内町富久	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県徳島市東沖洲	から	2車線	4車線	用地買収については、 現地条件等を勘案した 上で、当面、暫定二車線 施工に必要となる用地を 取得するものとする。
徳島県徳島市川内町富久	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県徳島市東沖洲から徳島県徳島市川内町富久まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 5 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
徳島県徳島市東沖洲	から	メートル(土工部)	
徳島県徳島市川内町富久	まで	メートル(橋梁部)	
		メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県徳島市 東沖洲	平面接続	本線(新直轄)
県道徳島沖洲インター線	徳島県徳島市 東沖洲	立体接続	徳島沖洲インターチェンジ

(4)工事予算

119,965 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 21 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

132, 807 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 131, 640 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(瀬田東JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大江八丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (京滋バイパス)	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東ジャンクション
県道大津能登川長浜線	滋賀県大津市 大江八丁目	立体接続	瀬田東インターチェンジ

(4)工事予算

10, 308 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 62 年 3 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11, 588 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 11, 043 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中央自動車道西宮線(京都南JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号(油小路線)	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1,153 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 520 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 460 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道天理吹田線(郡山下ツ道JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 天理吹田線

(2) 工事の箇所

奈良県大和郡山市八条町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道)	奈良県大和郡山市 八条町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4) 工事予算

24, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 22 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 516 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 25, 845 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(瀬戸JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

岡山県岡山市東区瀬戸町塩納

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道佐伯長船線	岡山県岡山市 東区瀬戸町塩納	立体接続	瀬戸ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 317 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 264 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道(佐伯弥生PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

大分県佐伯市弥生大字床木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

ー

(4) 工事予算

1, 471 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

別 紙 1

平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日

令和 元 年 9 月 23 日 (上り線供用開始)

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 782 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 745 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道松原那智勝浦線
(和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 松原那智勝浦線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

和歌山県御坊市野口	から
和歌山県田辺市稲成町	まで

(ロ) 延長

和歌山県御坊市野口	から	26.9	キロメートル
和歌山県田辺市稲成町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	80	26. 9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県田辺市稲成町	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

和歌山県御坊市野口から和歌山県田辺市稲成町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
和歌山県御坊市野口	から	3. 00	メートル(土工部)	
和歌山県田辺市稲成町	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

108, 551 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
平成 28 年 7 月 1 日

□ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 2 年 5 月 1 日

ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

イ 和歌山県御坊市野口からから和歌山県日高郡印南町山口
令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)
令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

□ 和歌山県日高郡印南町山口から和歌山県日高郡みなべ町徳蔵
令和 12 年 3 月 31 日

ハ 和歌山県日高郡みなべ町徳蔵から和歌山県田辺市稲成町
令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

128, 520 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 125, 052 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道42号(湯浅御坊道路)
(和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道42号
(有料道路名 : 湯浅御坊道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

和歌山県御坊市野口	から
和歌山県有田郡有田川町天満	まで

(ロ) 延長

和歌山県御坊市野口	から	19. 4 キロメートル
和歌山県有田郡有田川町天満	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
和歌山県御坊市野口	から	第1種第3級	道路構造令
和歌山県有田郡有田川町天満	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
和歌山県御坊市野口	から	80	19. 4	
和歌山県有田郡有田川町天満	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
和歌山県御坊市野口 和歌山県有田郡有田川町天満	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

和歌山県御坊市野口から和歌山県有田郡有田川町天満まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
和歌山県御坊市野口	から	3. 00	メートル(土工部)	
和歌山県有田郡有田川町天満	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

109, 124 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 25 年 7 月 12 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 12 月 18 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

114, 998 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 114, 266 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

山陰自動車道鳥取益田線（出雲IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陰自動車道 鳥取益田線

(2) 工事の箇所

島根県出雲市知井宮町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道出雲インター線	島根県出雲市 知井宮町	立体接続	出雲インターチェンジ
一般国道9号 (出雲・湖陵道路)	島根県出雲市 知井宮町	平面接続	本線

(4)工事予算

1,726 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,951 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,864 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

沖縄自動車道(幸地IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

沖縄自動車道

(2) 工事の箇所

沖縄県中頭郡西原町字幸地

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道 幸地インター線	沖縄県 中頭郡西原町字幸地	立体接続	幸地インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,412 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 694 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 621 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(新名神大津スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

滋賀県大津市大石龍門

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道 宇治田原大石東線	滋賀県大津市大石龍門	立体接続	新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

434 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 9 月 9 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

479 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(淀川左岸線延伸部)
(大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 淀川左岸線延伸部)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大阪府門真市三ツ島一丁目	から
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	まで

(ロ) 延長

大阪府門真市三ツ島一丁目	から	1.9	キロメートル
大阪府大阪市鶴見区緑地公園	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	第1種第3級	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで		
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	第2種第2級	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	80	0. 8	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで			
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	60	1. 1	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル 大阪府門真市三ツ島一丁目から大阪府門真市大字蔭島まで
 3. 25メートル 大阪府門真市大字蔭島から大阪府大阪市鶴見区緑地公園まで

(ヘ)車線数

設 計 区 間			工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	4車線	4車線	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで			
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	4車線	4車線	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで			

別 紙 1

(ト)路肩の標準幅員

I 大阪府門真市
三ツ島一丁目から大阪府門真市
大字蕨島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

II 大阪府門真市
大字蔭島から大阪府大阪市
鶴見区緑地公園まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員	摘要
I	大阪府門真市 三ツ島一丁目	から	メートル(土工部)	
			2. 25 メートル(橋梁部)	
	大阪府門真市 大字蔭島	まで	メートル(掘割部)	

別 紙 1

設計区間			幅員		摘要
II	大阪府門真市 大字蔭島	から	1. 75	メートル(土工部)	
			1. 75	メートル(橋梁部)	
	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	まで		メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道1号 (第二京阪道路)	大阪府門真市 三ツ島一丁目	平面接続	本線
近畿自動車道 天理吹田線	大阪府門真市大字蔭島 大阪府大阪市鶴見区茨田大宮二 丁目	立体接続	門真ジャンクション
主要地方道 八尾茨木線	大阪府門真市大字蔭島	立体接続	門真西インターチェンジ(仮称)
一般国道1号 (淀川左岸線延伸部)	大阪府大阪市 鶴見区緑地公園	平面接続	本線(直轄・阪神高速)

(4)工事予算

61, 075 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 29 年 6 月 7 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77,340 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 73,782 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道1号(油小路線)(京都南JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号
(有料道路名:油小路線)

(2) 工事の箇所

京都府京都市伏見区竹田真幡木町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道 西宮線	京都府京都市 伏見区竹田真幡木町	立体接続	京都南ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

30, 829 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

36, 572 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 934 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線(城陽スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の箇所

京都府城陽市富野長谷山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 城陽スマートインター線(仮称)	京都府城陽市富野長谷山	立体接続	城陽スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

5,351 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 22 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,674 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線(雲南加茂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道 尾道松江線

(2) 工事の箇所

島根県雲南市加茂町三代

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 加茂インター線	島根県雲南市加茂町三代	立体接続	雲南加茂スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

3, 096 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 9 月 22 日

②工事の完成年月日

令和 4 年 8 月 7 日 (供用開始)

令和 5 年 9 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 312 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 3, 312 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道2号(第二神明道路)
(兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号
(有料道路名 : 第二神明道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで

(ロ) 延長

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	6. 2 キロメートル
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	第1種第3級	道路構造令
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	80	6. 2	
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹	から	4車線	4車線	
兵庫県神戸市西区平野町中津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹から兵庫県神戸市西区平野町中津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹 から	3.00メートル(土工部)	
兵庫県神戸市西区平野町中津 まで	3.00メートル(橋梁部) メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	平面接続	永井谷ジャンクション
兵庫県道高速北神戸線 (阪神高速7号北神戸線)	兵庫県神戸市西区 伊川谷町井吹	立体接続	永井谷ジャンクション
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 伊川谷町別府	立体接続	永井谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 櫛谷町菅野	立体接続	櫛谷インターチェンジ(仮称)
一般国道2号	兵庫県神戸市西区 平野町向井	立体接続	平野東インターチェンジ(仮称)
一般国道175号	兵庫県神戸市西区 平野町下村	立体接続	平野西インターチェンジ(仮称)
一般国道2号 (第二神明道路)	兵庫県神戸市西区 平野町中津	立体接続	石ヶ谷ジャンクション(仮称)

(4)工事予算

75, 696 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA181+05)
平成 30 年 5 月 1 日
- ロ 兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)から兵庫県神戸市西区平野町中津(STA176+80)
平成 30 年 9 月 1 日
- ハ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)から兵庫県神戸市西区平野町下村(STA163+80)
平成 30 年 5 月 1 日
- ニ 兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA134+80)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(STA148+40)
平成 30 年 9 月 1 日
- ホ 兵庫県神戸市西区伊川谷伊吹(STA119+04)から兵庫県神戸市西区櫛谷町菅野(134+80)
平成 30 年 5 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

79,360 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 75,561 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(隼人道路)
(鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県始良市加治木町反土まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(有料道路名 : 隼人道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県霧島市隼人町住吉	から
鹿児島県始良市加治木町反土	まで

(ロ) 延長

鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	7.3	キロメートル
鹿児島県始良市加治木町反土	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	第1種第3級	道路構造令
鹿児島県始良市加治木町反土	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	80	7.3	
鹿児島県始良市加治木町反土	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	4車線	4車線	4車線化
鹿児島県姶良市加治木町反土	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県霧島市隼人町住吉から鹿児島県姶良市加治木町反土まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県霧島市隼人町住吉	から	3. 00	メートル(土工部)	
鹿児島県始良市加治木町反土	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

29, 141 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 4 年 11 月 30 日 (隼人西～加治木間:4車線運用開始)

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 069 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30, 735 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号
(有料道路名 : 京奈和自動車道(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

奈良県奈良市歌姫町	から
奈良県奈良市八条三丁目	まで

(ロ) 延長

奈良県奈良市歌姫町	から	6. 1 キロメートル
奈良県奈良市八条三丁目	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 奈良県奈良市八条三丁目	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 奈良県奈良市八条三丁目	から まで	80	6. 1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市歌姫町 奈良県奈良市八条三丁目	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

奈良県奈良市歌姫町から奈良県奈良市八条三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 25	0. 75	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
奈良県奈良市歌姫町	から	1. 50	メートル(土工部)	
奈良県奈良市八条三丁目	まで	1. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道24号 (京奈和自動車道(京奈道路))	奈良県奈良市歌姫町	平面接続	本線
一般国道24号	奈良県奈良市左京五丁目	立体接続	奈良北インターチェンジ(仮称)
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

78, 223 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 奈良県奈良市歌姫町(STA6+00)から奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)まで
平成 30 年 5 月 1 日

ロ 奈良県奈良市法華寺町(STA28+29)から奈良県奈良市八条三丁目(STA67+2 (予定)
6)まで
令和 9 年 10 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

96, 920 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 92, 443 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
(奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道24号

(有料道路名 : 京奈和自動車道路(大和北道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

奈良県奈良市八条三丁目	から
奈良県大和郡山市横田町	まで

(ロ) 延長

奈良県奈良市八条三丁目	から	6. 3	キロメートル
奈良県大和郡山市横田町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 奈良県大和郡山市横田町	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目 奈良県大和郡山市横田町	から まで	80	6.3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
奈良県奈良市八条三丁目	から	4車線	4車線	
奈良県大和郡山市横田町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

奈良県奈良市八条三丁目から奈良県大和郡山市横田町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
奈良県奈良市八条三丁目	から	1. 50	メートル(土工部)	
奈良県大和郡山市横田町	まで	1. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(都)西九条佐保線	奈良県奈良市八条三丁目	立体接続	奈良インターチェンジ(仮称)
一般国道24号	奈良県奈良市杏町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(北) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市美濃庄町	立体接続	大和郡山北インターチェンジ(南) (仮称)
一般国道24号	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	大和郡山インターチェンジ(仮称)
一般国道24号 (京奈和自動車道(大和御所道路))	奈良県大和郡山市横田町	平面接続	郡山下ツ道ジャンクション
西名阪自動車道	奈良県大和郡山市横田町	立体接続	郡山下ツ道ジャンクション

(4)工事予算

45, 066 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 奈良県奈良市八条三丁目(STA67+26)から奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)まで (予定)
令和 7 年 4 月 1 日

ロ 奈良県大和郡山市美濃庄町(STA99+21)から奈良県大和郡山市横田町(STA130+32)まで
平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57, 812 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 55, 174 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(佐世保道路))
(長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号
(有料道路名 : 西九州自動車道(佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から
長崎県佐世保市大塔町	まで

(ロ) 延長

長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	16.9	キロメートル
長崎県佐世保市大塔町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	第1種第3級	道路構造令
長崎県佐世保市大塔町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	80	16. 9	
長崎県佐世保市大塔町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	4車線	4車線	4車線化
長崎県佐世保市大塔町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

長崎県北松浦郡佐々町沖田免から長崎県佐世保市大塔町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	3. 00	メートル(土工部)
長崎県佐世保市大塔町	まで	3. 00および 2. 25	メートル(橋梁部) メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

125, 595 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

144, 977 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 138, 263 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道(東温スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

愛媛県東温市田窪

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道 高速側道1号線 及び 市道 高速道路2号線	愛媛県東温市田窪	立体接続	東温スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2,622 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 23 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,052 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(小郡鳥栖南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

佐賀県鳥栖市酒井東町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鳥栖朝倉線(仮称)	佐賀県鳥栖市酒井東町	立体接続	小郡鳥栖南スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4, 891 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 6 月 9 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,542 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線
(滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から
滋賀県大津市上田上牧町	まで

(ロ) 延長

滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	28.5	キロメートル
滋賀県大津市上田上牧町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	第1種第1級	道路構造令
滋賀県大津市上田上牧町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	120	28. 5	
滋賀県大津市上田上牧町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル、3. 75メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	6車線	6車線	6車線化
滋賀県大津市上田上牧町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

滋賀県甲賀市甲賀町岩室から滋賀県大津市上田上牧町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 75	4. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	3. 00×2	6. 00	3. 00	1. 25	4. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	から	4. 50	メートル(土工部)	
滋賀県大津市上田上牧町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道甲賀土山線	滋賀県甲賀市 甲賀町岩室	立体接続	甲賀土山インターチェンジ
県道柑子塩野線	滋賀県甲賀市 甲南町新治	立体接続	甲南インターチェンジ
一般国道307号	滋賀県甲賀市 信楽町黄瀬	立体接続	信楽インターチェンジ

(4)工事予算

101, 852 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

令和 元 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 3 月 29 日 (一部完成)

令和 5 年 3 月 30 日 (一部完成)

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115, 982 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 111, 384 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道31号(広島呉道路)
(広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道31号
(有料道路名 : 広島呉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

広島県安芸郡坂町横浜東	から
広島県呉市二河町	まで

(ロ) 延長

広島県安芸郡坂町横浜東	から	12.2	キロメートル
広島県呉市二河町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東 広島県呉市二河町	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東 広島県呉市二河町	から まで	80	12. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
広島県安芸郡坂町横浜東	から	4車線	4車線	4車線化
広島県呉市二河町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

広島県安芸郡坂町横浜東から広島県呉市二河町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	1.25	1.00	2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
広島県安芸郡坂町横浜東	から	3. 00	メートル(土工部)	
広島県呉市二河町	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

74, 325 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 7 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

89,652 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 85,620 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

四国縦貫自動車道（阿波スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

徳島県阿波市市場町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道高速インター線(仮称)	徳島県阿波市市場町	立体接続	阿波スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 590 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 10 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 034 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

一般国道2号（広島岩国道路）（大竹西JCT）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道2号
(有料道路名: 広島岩国道路)

(2) 工事の箇所

広島県大竹市御園

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道2号(岩国大竹道路)	広島県大竹市御園	立体接続	大竹西ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

1, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 283 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 230 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道196号(今治・小松自動車道(今治小松道路))(今治湯ノ浦IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道196号

(有料道路名: 今治・小松自動車道(今治小松道路))

(2) 工事の箇所

愛媛県今治市長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道196号 (今治道路)	愛媛県 今治市長沢	平面接続	本線
一般国道196号	愛媛県 今治市長沢	立体接続	今治湯ノ浦インターチェンジ

(4)工事予算

3, 006 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 746 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 592 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県大飯郡おおい町福谷	から
福井県小浜市鯉川	まで

(ロ) 延長

福井県大飯郡おおい町福谷	から	11.5	キロメートル
福井県小浜市鯉川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	第1種第3級	道路構造令
福井県小浜市鯉川	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	80	11.5	
福井県小浜市鯉川	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	4車線	4車線	4車線化
福井県小浜市鯉川	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福井県大飯郡おおい町福谷から福井県小浜市鯉川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福井県大飯郡おおい町福谷	から	3. 00	メートル(土工部)	
福井県小浜市鯉川	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

20, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24, 532 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 23, 393 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岡山県真庭市蒜山西茅部	から
鳥取県日野郡江府町佐川	まで

(ロ) 延長

岡山県真庭市蒜山西茅部	から	15.3	キロメートル
鳥取県日野郡江府町佐川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部 鳥取県日野郡江府町佐川	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部 鳥取県日野郡江府町佐川	から まで	80	15. 3	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岡山県真庭市蒜山西茅部	から	4車線	4車線	4車線化
鳥取県日野郡江府町佐川	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岡山県真庭市蒜山西茅部から鳥取県日野郡江府町佐川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岡山県真庭市蒜山西茅部	から	3. 00	メートル(土工部)	
鳥取県日野郡江府町佐川	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,761 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 29,333 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道
(徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県阿波市土成町吉田	から
徳島県美馬市脇町拝原	まで

(ロ) 延長

徳島県阿波市土成町吉田	から	18.8 キロメートル
徳島県美馬市脇町拝原	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	第1種第2級	道路構造令
徳島県美馬市脇町拝原	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	100	18. 8	
徳島県美馬市脇町拝原	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県阿波市土成町吉田	から	4車線	4車線	4車線化
徳島県美馬市脇町拝原	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県阿波市土成町吉田から徳島県美馬市脇町拝原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
徳島県阿波市土成町吉田	から	4. 50	メートル(土工部)	
徳島県美馬市脇町拝原	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

46, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

54, 596 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 52, 061 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道
(愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

愛媛県伊予市稲荷	から
愛媛県喜多郡内子町内子	まで

(ロ) 延長

愛媛県伊予市稲荷	から	24. 0 キロメートル
愛媛県喜多郡内子町内子	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
愛媛県伊予市稲荷	から	第1種第3級	道路構造令
愛媛県喜多郡内子町内子	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛媛県伊予市稲荷	から	80	24. 0	
愛媛県喜多郡内子町内子	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
愛媛県伊予市稲荷 愛媛県喜多郡内子町内子	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

愛媛県伊予市稲荷から愛媛県喜多郡内子町内子まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
愛媛県伊予市稲荷	から	3. 00	メートル(土工部)	
愛媛県喜多郡内子町内子	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

100, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子まで
令和 2 年 5 月 1 日

- 愛媛県伊予市稲荷から愛媛県伊予市中山町中山まで
令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

- イ 愛媛県伊予市中山町中山から愛媛県喜多郡内子町内子まで
令和 12 年 3 月 31 日

- 愛媛県伊予市稲荷から愛媛県伊予市中山町中山まで
令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

122, 712 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 117, 099 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))
(鹿児島県日置市東市来町美山から 鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道3号
(南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県日置市東市来町美山	から
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで

(なお、事業着手する区間については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までとする。)

(ロ) 延長

鹿児島県日置市東市来町美山	から	6.1(2.3) キロメートル
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで	

※ () 内は、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	第1種第2級	道路構造令
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	100	6.1	
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	4車線	4車線	4車線化
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町下谷口まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県日置市東市来町美山	から	4. 50	メートル(土工部)	
鹿児島県日置市伊集院町下谷口	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

32, 933 百万円(消費税込み)
(うち、鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事予算14, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

17, 204 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 16, 405 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県日置市東市来町美山から鹿児島県日置市伊集院町大田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

山陽自動車道吹田山口線(八本松スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

山陽自動車道 吹田山口線

(2) 工事の箇所

広島県東広島市八本松町正力

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道正力西1号線	広島県東広島市	立体接続	八本松スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,981 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 484 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

四国横断自動車道阿南四万十線（観音寺スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国横断自動車道阿南四万十線

(2) 工事の箇所

香川県観音寺市古川町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道高速連絡1号線 市道高速連絡2号線	香川県観音寺市	立体接続	観音寺スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2,478 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 884 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

東九州自動車道（新富スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

宮崎県児湯郡新富町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道高鍋高岡線	宮崎県児湯郡新富町	立体接続	新富スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 849 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 318 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岡山県加賀郡吉備中央町西	から
岡山県高梁市有漢町有漢	まで

(ロ) 延長

岡山県加賀郡吉備中央町西	から	12.9 キロメートル
岡山県高梁市有漢町有漢	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	第1種第3級	道路構造令
岡山県高梁市有漢町有漢	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	80	12. 9	
岡山県高梁市有漢町有漢	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	4車線	4車線	4車線化
岡山県高梁市有漢町有漢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岡山県加賀郡吉備中央町西から岡山県高梁市有漢町有漢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岡山県加賀郡吉備中央町西	から	3. 00	メートル(土工部)	
岡山県高梁市有漢町有漢	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

25, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30, 405 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 28, 991 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県日野郡江府町佐川	から
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで

(ロ) 延長

鳥取県日野郡江府町佐川	から	8.3	キロメートル
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	第1種第3級	道路構造令
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	80	8.3	
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	4車線	4車線	4車線化
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県日野郡江府町佐川から鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鳥取県日野郡江府町佐川	から	3. 00	メートル(土工部)	
鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	まで		メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

26, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 137 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 29, 689 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道9号(安来道路)
(鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号
(安来道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県米子市陰田町	から
島根県安来市佐久保町	まで

(ロ) 延長

鳥取県米子市陰田町	から	6. 6 キロメートル
島根県安来市佐久保町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鳥取県米子市陰田町	から	第1種第2級	道路構造令
島根県安来市佐久保町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鳥取県米子市陰田町	から	100	6. 6	
島根県安来市佐久保町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鳥取県米子市陰田町	から	4車線	4車線	4車線化
島根県安来市佐久保町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鳥取県米子市陰田町から島根県安来市佐久保町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鳥取県米子市陰田町	から	4. 50	メートル(土工部)	
島根県安来市佐久保町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

29, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

35, 137 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 33, 503 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)
(福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福岡県築上郡築上町船迫	から
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで

(ロ) 延長

福岡県築上郡築上町船迫	から	6. 6	キロメートル
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫	から	第1種第3級	道路構造令
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫	から	80	6. 6	
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福岡県築上郡築上町船迫 福岡県築上郡築上町上ノ河内	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

福岡県築上郡築上町船迫から福岡県築上郡築上町上ノ河内まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福岡県築上郡築上町船迫	から	2. 25	メートル(土工部)	
福岡県築上郡築上町上ノ河内	まで	2. 25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

35, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42, 547 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 40, 569 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大分県大分市宮河内	から
大分県臼杵市野田	まで

(ロ) 延長

大分県大分市宮河内	から	14.0	キロメートル
大分県臼杵市野田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大分県大分市宮河内	から	第1種第2級	道路構造令
大分県臼杵市野田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県大分市宮河内	から	100	14. 0	
大分県臼杵市野田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大分県大分市宮河内	から	4車線	4車線	4車線化
大分県臼杵市野田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

大分県大分市宮河内から大分県臼杵市野田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
大分県大分市宮河内	から	4. 50	メートル(土工部)	
大分県臼杵市野田	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

53, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

63, 526 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 60, 572 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮崎県児湯郡高鍋町上江	から
宮崎県西都市岡富	まで

(なお、事業着手する区間については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までとする。)

(ロ) 延長

宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	12.1(4.7) キロメートル
宮崎県西都市岡富	まで	

※ () 内は、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	第1種第2級	道路構造令
宮崎県西都市岡富	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	100	12. 1	
宮崎県西都市岡富	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮崎県児湯郡高鍋町上江 宮崎県西都市岡富	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県西都市岡富まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮崎県児湯郡高鍋町上江	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮崎県西都市岡富	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

36, 000 百万円(消費税込み)
(うち、宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事予算18, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 13 年 3 月 31 日

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 878 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 861 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については宮崎県児湯郡高鍋町上江から宮崎県児湯郡新富町新田までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中央自動車道西宮線（黒丸スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道西宮線

(2) 工事の箇所

滋賀県東近江市蛇溝町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道黒丸スマートインターチェンジ上 り線 市道黒丸スマートインターチェンジ下 り線	滋賀県東近江市蛇溝町	立体接続	黒丸スマートインターチェンジ(仮 称)

(4)工事予算

1, 906 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 248 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線
(福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福井県小浜市岡津	から
福井県小浜市府中	まで

(ロ) 延長

福井県小浜市岡津	から	11.3	キロメートル
福井県小浜市府中	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県小浜市岡津	から	第1種第3級	道路構造令
福井県小浜市府中	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市岡津	から	80	11.3	
福井県小浜市府中	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市岡津	から	4車線	4車線	4車線化
福井県小浜市府中	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福井県小浜市岡津から福井県小浜市府中まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福井県小浜市岡津	から	3. 00	メートル(土工部)	
福井県小浜市府中	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

61, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77, 186 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 73, 732 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道岡山米子線
(鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷から鳥取県米子市赤井手まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道岡山米子線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から
鳥取県米子市赤井手	まで

(ロ) 延長

鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷	から	9.3	キロメートル
鳥取県米子市赤井手	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福井県小浜市岡津	から	第1種第3級	道路構造令
鳥取県米子市赤井手	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市岡津	から	80	9.3	
鳥取県米子市赤井手	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市岡津	から	4車線	4車線	4車線化
鳥取県米子市赤井手	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福井県小浜市岡津から鳥取県米子市赤井手まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福井県小浜市岡津	から	3. 00	メートル(土工部)	
鳥取県米子市赤井手	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

17, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 703 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 20, 732 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道広島浜田線
(広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸源まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道広島浜田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

広島県山県郡北広島町新庄	から
島根県浜田市旭町丸源	まで

(なお、事業着手する区間については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までとする。)

(ロ) 延長

広島県山県郡北広島町新庄	から	26.6(11.2) キロメートル
島根県浜田市旭町丸源	まで	

※ () 内は、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄 島根県浜田市旭町丸原	から まで	80	26. 6	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
広島県山県郡北広島町新庄	から	4車線	4車線	4車線化
島根県浜田市旭町丸原	まで			

(ト)路肩の標準幅員

広島県山県郡北広島町新庄から島根県浜田市旭町丸原まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
広島県山県郡北広島町新庄	から	3. 00	メートル(土工部)	
島根県浜田市旭町丸原	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

109, 000 百万円(消費税込み)

(うち、広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事予算75, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

93, 795 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 89, 654 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については広島県山県郡北広島町大塚から島根県邑智郡邑南町市木まで、及び、島根県浜田市旭町市木内ヶ原から島根県浜田市旭町重富までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

大分県津久見市大字下青江	から
大分県佐伯市大字上岡	まで

(なお、事業着手する区間については大分県佐伯市弥生大字床木から大分県佐伯市大字上岡までとする。)

(ロ) 延長

大分県津久見市大字下青江	から	13.0(3.3) キロメートル
大分県佐伯市大字上岡	まで	

※ () 内は、大分県佐伯市弥生大字床木から大分県佐伯市大字上岡までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
大分県津久見市大字下青江	から	第1種第2級	道路構造令
大分県佐伯市大字上岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
大分県津久見市大字下青江	から	100	13. 0	
大分県佐伯市大字上岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
大分県津久見市大字下青江	から	4車線	4車線	4車線化
大分県佐伯市大字上岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

大分県津久見市大字下青江から大分県佐伯市大字上岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
大分県津久見市大字下青江	から	4. 50	メートル(土工部)	
大分県佐伯市大字上岡	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

107, 000 百万円(消費税込み)
(うち、大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事予算37, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 14 年 3 月 31 日

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

45, 552 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 43, 514 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については大分県佐伯市弥生床木から大分県佐伯市上岡までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道478号(京都縦貫自動車道)
(京都府船井郡京丹波町須知から京都府宮津市宮村まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道478号

(有料道路名 : 京都縦貫自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

京都府船井郡京丹波町須知	から
京都府宮津市宮村	まで

(ロ) 延長

京都府船井郡京丹波町須知	から	52.6	キロメートル
京都府宮津市宮村	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	京都府船井郡京丹波町須知 京都府綾部市七百石町	から まで	第1種第3級	道路構造令
II	京都府綾部市七百石町 京都府宮津市宮村	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	京都府船井郡京丹波町須知 京都府綾部市七百石町	から まで	80	52. 6	
II	京都府綾部市七百石町 京都府宮津市宮村	から まで	80	52. 6	

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	京都府船井郡京丹波町須知	から	2車線	4車線	
	京都府綾部市七百石町	まで			
II	京都府綾部市七百石町	から	2車線	4車線	
	京都府宮津市宮村	まで			

(ト)路肩の標準幅員

I 京都府船井郡京丹波町須知から京都府綾部市七百石町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	—	—	—	

別 紙 1

Ⅱ 京都府綾部市七百石町から京都府宮津市宮村まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員	摘要
Ⅰ	京都府船井郡京丹波町須知	から	メートル(土工部)	
	京都府綾部市七百石町	まで	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	
Ⅱ	京都府綾部市七百石町	から	メートル(土工部)	
	京都府宮津市宮村	まで	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

別 紙 1

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道478号(京都縦貫自動車道)	京都府船井郡京丹波町須知	平面接続	本線
一般国道173号	京都府船井郡京丹波町和田	立体接続	京丹波みずほインターチェンジ
一般国道27号	京都府船井郡京丹波町才原	立体接続	京丹波わちインターチェンジ
一般国道27号	京都府綾部市安国寺町	立体接続	綾部安国寺インターチェンジ
近畿自動車道敦賀線	京都府綾部市七百石町	立体接続	綾部ジャンクション
府道内宮地頭線	京都府舞鶴市地頭	立体接続	舞鶴大江インターチェンジ
府道綾部大江宮津線	京都府宮津市宮村	立体接続	宮津天橋立インターチェンジ
一般国道312号(山陰近畿自動車道)	京都府宮津市喜多	平面接続	本線(京都府)

(4)工事予算

27, 773 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

令和 5 年 3 月 31 日

②工事の完成年月日

令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,787 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 27,787 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

中国縦貫自動車道（加計スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国縦貫自動車道

(2) 工事の箇所

広島県山県郡安芸太田町津浪

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道イロハ線及び 町道津浪巡回線	広島県山県郡安芸太田町津浪	立体接続	加計スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 871 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,191 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

東九州自動車道（霧島スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の箇所

鹿児島県霧島市国分広瀬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道小村新田4号線	鹿児島県霧島市国分広瀬	立体接続	霧島スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 879 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 5 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 298 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

中国横断自動車道尾道松江線
(島根県松江市宍道町伊志見から島根県松江市乃白町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中国横断自動車道尾道松江線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

島根県松江市宍道町伊志見	から
島根県松江市乃白町	まで

(なお、事業着手する区間については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までとする。)

(ロ) 延長

島根県松江市宍道町伊志見	から	15.7(3.0) キロメートル
島根県松江市乃白町	まで	

※ () 内は、島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見	から	第1種第2級	道路構造令
島根県松江市乃白町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見	から	100	15. 7	
島根県松江市乃白町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
島根県松江市宍道町伊志見	から	4車線	4車線	4車線化
島根県松江市乃白町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

島根県松江市宍道町伊志見から島根県松江市乃白町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
島根県松江市宍道町伊志見	から	4. 50	メートル(土工部)	
島根県松江市乃白町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

64, 000 百万円(消費税込み)
(うち、島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの工事予算18, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、上記については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23, 116 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 082 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については島根県松江市宍道町佐々布から島根県松江市宍道町白石までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

四国縦貫自動車道
(徳島県美馬市美馬町から徳島県三好郡東みよし町足代まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

四国縦貫自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

徳島県美馬市美馬町	から
徳島県三好郡東みよし町足代	まで

(なお、事業着手する区間については徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までとする。)

(ロ) 延長

徳島県美馬市美馬町	から	15.8(4.8) キロメートル
徳島県三好郡東みよし町足代	まで	

※ () 内は、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
徳島県美馬市美馬町 徳島県三好郡東みよし町足代	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
徳島県美馬市美馬町 徳島県三好郡東みよし町足代	から まで	80	15. 8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
徳島県美馬市美馬町	から	4車線	4車線	4車線化
徳島県三好郡東みよし町足代	まで			

(ト)路肩の標準幅員

徳島県美馬市美馬町から徳島県三好郡東みよし町足代まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
徳島県美馬市美馬町	から	3. 00	メートル(土工部)	
徳島県三好郡東みよし町足代	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

80, 000 百万円(消費税込み)

(うち、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの工事予算26, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 434 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31, 938 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については徳島県三好市三野町加茂野宮から徳島県三好市三野町太刀野までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道10号(椎田道路)
(福岡県京都郡みやこ町皆見から福岡県築上郡築上町大字船迫まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道10号
(椎田道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福岡県京都郡みやこ町皆見	から
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで

(ロ) 延長

福岡県京都郡みやこ町皆見	から	2.3	キロメートル
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見	から	第1種第3級	道路構造令
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見	から	80	2. 3	
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福岡県京都郡みやこ町皆見	から	4車線	4車線	4車線化
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福岡県京都郡みやこ町皆見から福岡県築上郡築上町大字船迫まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福岡県京都郡みやこ町皆見	から	2. 25	メートル(土工部)	
福岡県築上郡築上町大字船迫	まで	2. 25	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 493 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 8, 113 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

東九州自動車道
(鹿児島県曾於市末吉町深川から鹿児島県霧島市国分下井まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東九州自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

鹿児島県曾於市末吉町深川	から
鹿児島県霧島市国分下井	まで

(なお、事業着手する区間については鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までとする。)

(ロ) 延長

鹿児島県曾於市末吉町深川	から	22.5(7.1) キロメートル
鹿児島県霧島市国分下井	まで	

※ () 内は、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までを表す

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	第1種第2級	道路構造令
鹿児島県霧島市国分下井	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	100	22. 5	
鹿児島県霧島市国分下井	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	4車線	4車線	4車線化
鹿児島県霧島市国分下井	まで			

(ト)路肩の標準幅員

鹿児島県曾於市末吉町深川から鹿児島県霧島市国分下井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
鹿児島県曾於市末吉町深川	から	4. 50	メートル(土工部)	
鹿児島県霧島市国分下井	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

133, 000 百万円(消費税込み)

(うち、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの工事予算52, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 16 年 3 月 31 日

(なお、鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

62, 827 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 60, 016 百万円)(消費税込み)

(なお、上記については鹿児島県霧島市福山町佳例川から鹿児島県霧島市国分川原までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

一般国道497号(西九州自動車道(武雄佐世保道路))
(長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷から佐賀県武雄市東川登町大字袴野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道497号
(西九州自動車道(武雄佐世保道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで

(ロ) 延長

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	9. 5	キロメートル
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷 佐賀県武雄市東川登町大字袴野	から まで	80	9. 5	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	4車線	4車線	4車線化
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで			

(ト)路肩の標準幅員

長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷から佐賀県武雄市東川登町大字袴野まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷	から	3. 00	メートル(土工部)	
佐賀県武雄市東川登町大字袴野	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

35, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 6 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42, 319 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 40, 425 百万円)(消費税込み)

別紙 1－167 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項)

九州縦貫自動車道鹿児島線(久留米南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

九州縦貫自動車道鹿児島線

(2) 工事の箇所

福岡県久留米市高良内町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインターチェンジ線(仮称)	福岡県久留米市高良内町	立体接続	久留米南スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 799 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 482 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び5号に定める協定記載事項）

一般国道9号（安来道路）（安来スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道9号
(安来道路)

(2) 工事の箇所

島根県安来市切川町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道安来道路接続北線(仮称) 市道安来道路接続南線(仮称)	島根県安来市飯島町 島根県安来市切川町	立体接続	安来スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

3, 696 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 6 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 447 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	16,786百万円
H 1 9	24,426百万円
H 2 0	25,020百万円
H 2 1	26,890百万円
H 2 2	37,352百万円
H 2 3	37,947百万円
H 2 4	42,569百万円
H 2 5	55,252百万円
H 2 6	79,077百万円
H 2 7	68,933百万円
H 2 8	83,973百万円
H 2 9	78,967百万円
H 3 0	82,732百万円
R 1	118,786百万円
R 2	178,237百万円
R 3	193,078百万円
R 4	145,080百万円
R 5	173,318百万円
R 6	508,059百万円
R 7	215,325百万円
R 8	155,294百万円
R 9	75,673百万円
R 1 0	71,019百万円
R 1 1	61,433百万円
R 1 2	50,304百万円
R 1 3	46,797百万円
R 1 4	48,954百万円
R 1 5	49,494百万円
R 1 6	52,173百万円
R 1 7	50,935百万円
R 1 8	51,983百万円
R 1 9	52,641百万円
R 2 0	53,620百万円
R 2 1	54,921百万円
R 2 2	54,811百万円
R 2 3	54,602百万円
R 2 4	54,508百万円
R 2 5	54,671百万円
R 2 6	53,990百万円
R 2 7	53,296百万円
R 2 8	53,689百万円
R 2 9	54,018百万円
R 3 0	54,681百万円
R 3 1	53,558百万円
R 3 2	54,244百万円
R 3 3	55,268百万円
R 3 4	55,837百万円
R 3 5	55,375百万円
R 3 6	55,369百万円
R 3 7	54,486百万円
R 3 8	55,313百万円
R 3 9	53,906百万円
R 4 0	54,395百万円
R 4 1	54,024百万円
R 4 2	54,068百万円
R 4 3	53,990百万円
R 4 4	54,016百万円
R 4 5	54,131百万円
R 4 6	54,307百万円
R 4 7	54,307百万円
R 4 8	54,307百万円
R 4 9	54,307百万円
R 5 0	54,307百万円
R 5 1	54,307百万円
R 5 2	54,307百万円
R 5 3	52,965百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	90,440百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

西日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H 2 6	17百万円
H 2 7	114百万円
H 2 8	276百万円
H 2 9	1,209百万円
H 3 0	1,065百万円
R 1	1,165百万円
R 2	540百万円
R 3	867百万円
R 4	1,177百万円
R 5	2,113百万円
R 6	1,261百万円
R 7	1,981百万円
R 8	2,403百万円
R 9	1,149百万円
R 1 0	1,941百万円
R 1 1	1,500百万円
R 1 2	831百万円
R 1 3	357百万円
R 1 4	0百万円
R 1 5	0百万円
R 1 6	0百万円
R 1 7	0百万円
R 1 8	0百万円
R 1 9	0百万円
R 2 0	0百万円
R 2 1	0百万円
R 2 2	0百万円
R 2 3	0百万円
R 2 4	0百万円
R 2 5	0百万円
R 2 6	0百万円
R 2 7	0百万円
R 2 8	0百万円
R 2 9	0百万円
R 3 0	0百万円
R 3 1	0百万円
R 3 2	0百万円
R 3 3	0百万円
R 3 4	0百万円
R 3 5	0百万円
R 3 6	0百万円
R 3 7	0百万円
R 3 8	0百万円
R 3 9	0百万円
R 4 0	0百万円
R 4 1	0百万円
R 4 2	0百万円
R 4 3	0百万円
R 4 4	0百万円
R 4 5	0百万円
R 4 6	0百万円
R 4 7	0百万円
R 4 8	0百万円
R 4 9	0百万円
R 5 0	0百万円
R 5 1	0百万円
R 5 2	0百万円
R 5 3	0百万円

(注1) 平成26年度から令和5年度までは実績値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度		貸付料			
		うち土地・家屋分		うち構造物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(499,925百万円) 510,013百万円	(69,628百万円) 74,784百万円	(332,649百万円) 357,283百万円	(107,706百万円) 115,682百万円	(224,943百万円) 241,601百万円
H 1 9	(509,334百万円) 509,334百万円	(76,047百万円) 79,849百万円	(363,317百万円) 381,483百万円	(117,636百万円) 123,517百万円	(245,681百万円) 257,966百万円
H 2 0	(502,022百万円) 485,996百万円	(75,381百万円) 76,489百万円	(360,133百万円) 365,426百万円	(116,605百万円) 118,318百万円	(243,528百万円) 247,108百万円
H 2 1	(399,934百万円) 381,671百万円	(58,960百万円) 61,193百万円	(281,681百万円) 292,353百万円	(91,203百万円) 94,659百万円	(190,478百万円) 197,694百万円
H 2 2	(410,838百万円) 403,375百万円	(61,473百万円) 60,260百万円	(293,688百万円) 287,895百万円	(95,091百万円) 93,215百万円	(198,597百万円) 194,680百万円
H 2 3	(395,853百万円) 410,885百万円	(58,087百万円) 45,466百万円	(277,511百万円) 289,436百万円	(89,853百万円) 78,667百万円	(187,658百万円) 210,769百万円
H 2 4	(395,037百万円) 424,597百万円	(58,201百万円) 47,363百万円	(278,058百万円) 301,509百万円	(90,030百万円) 81,949百万円	(188,028百万円) 219,560百万円
H 2 5	(397,607百万円) 442,443百万円	(35,890百万円) 41,477百万円	(228,473百万円) 264,040百万円	(62,098百万円) 71,765百万円	(166,375百万円) 192,275百万円
H 2 6	(488,754百万円) 557,169百万円	(47,742百万円) 56,249百万円	(303,924百万円) 358,080百万円	(82,605百万円) 97,325百万円	(221,319百万円) 260,755百万円
H 2 7	(489,117百万円) 571,084百万円	(51,375百万円) 61,589百万円	(327,049百万円) 392,073百万円	(88,890百万円) 106,564百万円	(238,159百万円) 285,509百万円
H 2 8	(538,594百万円) 570,996百万円	(46,825百万円) 50,863百万円	(298,084百万円) 323,788百万円	(81,018百万円) 88,004百万円	(217,066百万円) 235,784百万円
H 2 9	(546,571百万円) 590,008百万円	(43,129百万円) 60,380百万円	(274,555百万円) 384,377百万円	(74,623百万円) 104,472百万円	(199,932百万円) 279,905百万円
H 3 0	(550,695百万円) 602,493百万円	(29,626百万円) 36,081百万円	(188,597百万円) 229,687百万円	(51,260百万円) 62,428百万円	(137,337百万円) 167,259百万円
R 1	(558,517百万円) 621,903百万円	(10,725百万円) 18,073百万円	(68,278百万円) 115,054百万円	(18,558百万円) 31,271百万円	(49,720百万円) 83,783百万円
R 2	(566,527百万円) 490,291百万円	(20,526百万円) 30,246百万円	(130,665百万円) 192,543百万円	(35,514百万円) 52,332百万円	(95,151百万円) 140,211百万円
R 3	(493,165百万円) 518,675百万円	(21,647百万円) 32,583百万円	(137,806百万円) 204,677百万円	(37,455百万円) 56,377百万円	(100,351百万円) 148,300百万円
R 4	(517,585百万円) 567,421百万円	(5,395百万円) 45,021百万円	(34,346百万円) 282,804百万円	(9,335百万円) 77,896百万円	(25,011百万円) 204,908百万円
R 5	(462,541百万円) 594,750百万円	(2,347百万円) 42,713百万円	(14,944百万円) 271,906百万円	(4,062百万円) 73,903百万円	(10,882百万円) 198,003百万円
R 6	565,409百万円	3,048百万円	19,400百万円	5,273百万円	14,127百万円
R 7	537,131百万円	7,912百万円	50,369百万円	13,690百万円	36,679百万円
R 8	517,149百万円	3,238百万円	20,610百万円	5,602百万円	15,008百万円
R 9	517,940百万円	19,618百万円	124,885百万円	33,943百万円	90,942百万円
R 1 0	514,417百万円	18,540百万円	118,022百万円	32,078百万円	85,944百万円
R 1 1	519,807百万円	32,382百万円	206,140百万円	56,028百万円	150,112百万円
R 1 2	516,690百万円	55,206百万円	351,436百万円	95,519百万円	255,917百万円
R 1 3	519,329百万円	55,536百万円	353,537百万円	96,090百万円	257,447百万円
R 1 4	518,325百万円	54,305百万円	345,704百万円	93,961百万円	251,743百万円
R 1 5	519,608百万円	55,131百万円	350,962百万円	95,390百万円	255,572百万円
R 1 6	534,368百万円	54,087百万円	344,315百万円	93,583百万円	250,732百万円
R 1 7	530,851百万円	56,267百万円	358,191百万円	97,355百万円	260,836百万円
R 1 8	522,740百万円	57,707百万円	367,358百万円	99,846百万円	267,512百万円
R 1 9	514,179百万円	56,733百万円	361,158百万円	98,161百万円	262,997百万円
R 2 0	505,275百万円	55,268百万円	351,831百万円	95,626百万円	256,205百万円
R 2 1	498,739百万円	55,199百万円	351,393百万円	95,507百万円	255,886百万円
R 2 2	489,937百万円	54,116百万円	344,498百万円	93,633百万円	250,865百万円
R 2 3	484,286百万円	53,438百万円	340,182百万円	92,460百万円	247,722百万円
R 2 4	478,207百万円	52,692百万円	335,433百万円	91,169百万円	244,264百万円
R 2 5	473,852百万円	52,129百万円	331,849百万円	90,195百万円	241,654百万円
R 2 6	465,979百万円	51,233百万円	326,143百万円	88,644百万円	237,499百万円
R 2 7	458,372百万円	50,371百万円	320,660百万円	87,154百万円	233,506百万円
R 2 8	454,017百万円	49,780百万円	316,893百万円	86,130百万円	230,763百万円
R 2 9	450,739百万円	49,330百万円	314,031百万円	85,352百万円	228,679百万円
R 3 0	443,107百万円	48,296百万円	307,452百万円	83,564百万円	223,888百万円
R 3 1	434,527百万円	47,367百万円	301,536百万円	81,956百万円	219,580百万円
R 3 2	427,597百万円	46,418百万円	295,494百万円	80,314百万円	215,180百万円
R 3 3	421,959百万円	45,588百万円	290,210百万円	78,878百万円	211,332百万円
R 3 4	413,594百万円	44,475百万円	283,122百万円	76,951百万円	206,171百万円
R 3 5	406,825百万円	43,689百万円	278,118百万円	75,591百万円	202,527百万円
R 3 6	400,015百万円	42,841百万円	272,721百万円	74,124百万円	198,597百万円
R 3 7	394,673百万円	42,285百万円	269,184百万円	73,163百万円	196,021百万円
R 3 8	386,211百万円	41,128百万円	261,815百万円	71,160百万円	190,655百万円
R 3 9	379,310百万円	40,443百万円	257,457百万円	69,976百万円	187,481百万円
R 4 0	372,087百万円	39,482百万円	251,339百万円	68,313百万円	183,026百万円
R 4 1	366,095百万円	38,781百万円	246,880百万円	67,101百万円	179,779百万円
R 4 2	357,759百万円	37,737百万円	240,232百万円	65,294百万円	174,938百万円
R 4 3	350,485百万円	36,840百万円	234,523百万円	63,742百万円	170,781百万円
R 4 4	343,440百万円	35,959百万円	228,914百万円	62,218百万円	166,696百万円
R 4 5	337,806百万円	35,243百万円	224,353百万円	60,978百万円	163,375百万円
R 4 6	332,093百万円	34,509百万円	219,682百万円	59,709百万円	159,973百万円
R 4 7	327,802百万円	33,974百万円	216,277百万円	58,783百万円	157,494百万円
R 4 8	323,518百万円	33,440百万円	212,877百万円	57,859百万円	155,018百万円
R 4 9	320,600百万円	33,076百万円	210,562百万円	57,230百万円	153,332百万円
R 5 0	314,947百万円	32,372百万円	206,077百万円	56,011百万円	150,066百万円
R 5 1	310,662百万円	31,838百万円	202,677百万円	55,087百万円	147,590百万円
R 5 2	306,379百万円	31,304百万円	199,278百万円	54,163百万円	145,115百万円
R 5 3	200,124百万円	18,232百万円	116,066百万円	31,546百万円	84,520百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(643,757百万円) 660,282百万円
H 1 9	(652,624百万円) 655,944百万円
H 2 0	(644,959百万円) 622,483百万円
H 2 1	(547,669百万円) 523,929百万円
H 2 2	(566,717百万円) 553,587百万円
H 2 3	(546,542百万円) 567,040百万円
H 2 4	(549,281百万円) 584,334百万円
H 2 5	(552,462百万円) 602,823百万円
H 2 6	(647,514百万円) 722,404百万円
H 2 7	(658,713百万円) 747,267百万円
H 2 8	(715,852百万円) 755,413百万円
H 2 9	(725,342百万円) 776,033百万円
H 3 0	(740,067百万円) 799,265百万円
R 1	(755,303百万円) 826,242百万円
R 2	(774,383百万円) 690,403百万円
R 3	(711,255百万円) 743,877百万円
R 4	(744,166百万円) 801,443百万円
R 5	(697,166百万円) 836,347百万円
R 6	803,510百万円
R 7	771,927百万円
R 8	717,578百万円
R 9	719,589百万円
R 1 0	717,104百万円
R 1 1	718,877百万円
R 1 2	716,300百万円
R 1 3	719,276百万円
R 1 4	718,693百万円
R 1 5	720,457百万円
R 1 6	729,892百万円
R 1 7	724,912百万円
R 1 8	715,962百万円
R 1 9	709,197百万円
R 2 0	702,344百万円
R 2 1	697,168百万円
R 2 2	688,245百万円
R 2 3	681,181百万円
R 2 4	674,115百万円
R 2 5	668,908百万円
R 2 6	660,126百万円
R 2 7	653,120百万円
R 2 8	646,060百万円
R 2 9	640,736百万円
R 3 0	632,021百万円
R 3 1	624,994百万円
R 3 2	617,970百万円
R 3 3	612,557百万円
R 3 4	603,837百万円
R 3 5	596,752百万円
R 3 6	589,683百万円
R 3 7	584,234百万円
R 3 8	575,656百万円
R 3 9	568,644百万円
R 4 0	561,578百万円
R 4 1	556,022百万円
R 4 2	547,534百万円
R 4 3	540,499百万円
R 4 4	533,458百万円
R 4 5	527,801百万円
R 4 6	521,989百万円
R 4 7	517,614百万円
R 4 8	513,250百万円
R 4 9	510,279百万円
R 5 0	504,513百万円
R 5 1	500,138百万円
R 5 2	495,746百万円
R 5 3	483,885百万円

(注1) 平成18年度から令和5年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

1. (1) ②リに掲げる表を次のとおり改める。

軽自動車等

			東出雲
			安来スマート
			安来
米子西	190.477	259.091	476.191

普通車

			東出雲
			安来スマート
			安来
米子西	190.477	277.273	619.048

中型車

			東出雲
			安来スマート
			安来
米子西	285.715	377.273	761.905

大型車

			東出雲
			安来スマート
			安来
米子西	333.334	477.273	1,000.000

特大車

			東出雲
			安来スマート
			安来
米子西	571.429	813.637	1,714.286

1. (2) ②ロ (イ) のうち「第13号」を「第11号」に改める

1. (2) ③ロの次に次のとおり加える。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

1. (2) のうち「④平日朝夕割引」を「④平日朝夕割引 (マイレージ登録)」に、同④ロ (ハ) ロのうち「a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合」は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合、25を対距離制区間のキロ程 (単位：キロメートル) で除し、0.75を加算した値。対距離制区間

が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）」に改める。

1. (2) ⑤ロ（ハ）ロのうち、「a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）」に改める。

1. (2) ⑥イのうち、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号」に、同ロ（ロ）のうち、「a：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「a：対距離制区間のキロ程

が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）」に改める。

1. (2) ⑧のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和6年6月1日」に改める。

1. (2) ⑨のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和6年6月1日」に改める。

1. (2) ⑩のうち「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「令和6年6月1日」に改める。

1. (2) ⑪を次のとおり改める。

⑪ 沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行するETC車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. (2) ⑮イのうち「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号」に改める。

1. (2) ⑲から㉓を次のとおり改める。

⑲ 深夜割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後１０時から翌午前５時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する自動車（ただし、別添６のうちＤに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添５に定める一般有料道路等のキロ程（ただし、京都縦貫自動車道は、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから園部インターチェンジまでの区間及び篠インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）、別添８に定める二輪車定率割引で用いるキロ程（ただし、京都縦貫自動車道は、園部インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間に限る。）及び西日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑳から㉔まで同じ。ただし、別添６のうちＢ（佐世保道路は西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までに限る。）、四国横断自動車道愛南大洲線、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島北インターチェンジと鹿児島インターチェンジ相互間及び京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、八木西インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間のみを通行する場合に限る。）並びに日出バイパス及び延岡南道路（当該道路以外の高速道路と連続して通行する場合を除く。）（以下「距離対象外区間」という。）は７０パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（１）④ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添６に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添６に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額（それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、１０円を下限とする。）を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \quad (\text{単位：パーセント})$$

（注）上記式においてＬ１、Ｌ２、Ｗは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ１：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、西日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通じた記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添１－１及び別添１－２に掲げる自動車の種類がル及びタ、別添１－３に掲げる自動車の種類がヌ及びカ並びに別添１－４に掲げる自動車の種類がヌ及びヨを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行１時間あたり９０キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行１時間あ

たり105キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が4時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）360キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から45キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）420キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から52.5キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L 2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑳ 深夜割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（1）④ハただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

$100 - (L1 \div L2 \times W)$ （単位：パーセント）

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

㉑ 深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

⑨イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

- (イ) 午後１０時から１時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）
に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を流出する自動車（ただし、距離対象外区間において通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下㉔において同じ。）。
- (ロ) 走行距離が１，０００キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は８０パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（１）④ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添６に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添６に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額（それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、１０円を下限とする。）を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

(イ) イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式において $L1$ 、 $L'1$ 、 $L2$ 、 W 、 W' は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L1$: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

$L'1$: 経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

$L2$: 走行距離（単位：キロメートル）

W : ３０

W' : ２０

(ロ) イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

ただし、上記式により算出した率が $100 - W$ を下回る場合は $100 - W$ とする。

(注) 上記式において $L1$ 、 $L2$ 、 W は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L1$: 深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

$L2$: 走行距離（単位：キロメートル）

W : ３０

(ハ) イ（イ）かつイ（ロ）の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2 \quad (\text{単位：パーセント})$$

ただし、上記式により算出した率が $100 - W'2$ を下回る場合は $100 - W'2$ と

する。

(注) 上記式においてL 1、L'1、L 2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位：キロメートル)

L'1：経過措置時間帯の走行距離(単位：キロメートル)

L 2：走行距離(単位：キロメートル)

W：30

W'1：20

W'2：L 1とL'1が同一である場合は20、L 1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

② 深夜割引(コーポレート契約)経過措置

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、次の(イ)又は(ロ)のいずれかの要件に該当する自動車。

(イ) 経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

(ロ) 走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率(ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。)を対距離制区間、区間料金制区間((1)④)ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間)又は別添6に掲げる高速道路の別(ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別)に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。(ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。)

(イ) イ(イ)のみの要件に該当する自動車

$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2$ (単位：パーセント)

(注) 上記式においてL 1、L'1、L 2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計(単位：キロメートル)

L'1：経過措置時間帯の走行距離(単位：キロメートル)

L 2：走行距離(単位：キロメートル)

W：30

W'：20

(ロ) イ(ロ)のみの要件に該当する自動車

$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2$ (単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

(ハ) イ(イ)かつイ(ロ)の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2$$

(単位：パーセント)

ただし、上記式により算出した率が、100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

(注) 上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

②割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑮（ただし、④及び⑤を除く）及び⑱に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑬及び⑲の割引相互間における重複適用関係

⑬と⑲の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑬は適用しないものとする。

ニ ⑳及び㉒の割引相互間における重複適用関係

㉑と㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、㉑は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑪から⑭まで、⑱、⑲又は㉑の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①又は⑪は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪については、⑪の割引適用後に、④の割引を適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑫から⑭まで、⑱、⑲又は㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑪から⑬まで、⑮、㉑又は㉒の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と⑪は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑤の割引前の料金の額

B：月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合における、⑤ロの(イ)から(ハ)で算出した料金の額

(ハ) ⑤と⑮の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑮の割引を適用する。

(二) ⑤と③、⑥、⑫、⑬、⑳又は㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

ト ⑱又は㉑と①、⑥から⑭まで又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑱又は㉑と①又は⑦から⑪までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦から⑪までについては、⑦から⑪までの割引適用後に、⑱又は㉑の割引を適用する。

(ロ) ⑱又は㉑と⑥、⑫から⑭まで又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱又は㉑は適用しないものとする。ただし、深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額が、⑥の割引を適用した額より低い場合には、⑥の割引を適用した額から深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

チ ㉑又は㉒と②、⑥から⑬まで又は⑮の割引相互間における重複適用関係

(イ) ㉑又は㉒と⑦から⑪までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦から⑪までの割引適用後に、㉑又は㉒の割引を適用する。

(ロ) ㉑又は㉒と②又は⑮は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、㉑又は㉒の割引適用後に、②又は⑮の割引を適用する。

(ハ) ㉑又は㉒と⑫又は⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、㉑又は㉒の割引は適用しないものとする。

(二) ㉑又は㉒と⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

1. (7) を削る。

別添 3 を次のとおり改める。

別添3 インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道西宮線（八日市・西宮間）

[illegible]

近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀土山・神戸J^{CT}ジャンクション間、草津J^{CT}ジャンクション・大津J^{CT}ジャンクション間、高槻J^{CT}ジャンクション（新名神）・高槻J^{CT}ジャンクション（名神）間）

															西宮北		神戸三田		神戸北	
															宝塚北		神戸			
															スタート		ジャンクशन			
															7.9		1.8		5.1	
															9.0		9.7		13.0	
															16.9		2.6		10.5	
															22.8					
															22.8					
															30.7					
															40.6					
															46.9					
															54.8					
															58.8					
															61.9					
															71.0					
															80.0					
															91.6					
															98.3					
															108.5					

			信業	新名神大津
		大津	スタート	
	草津田上	ジャンクション	11.6	9.0
	草津		2.4	11.4
	ジャンクション		1.2	3.6
栗東		6.1	7.3	
瀬田東・瀬田西		4.0	5.2	

				大山崎	茨木
		高槻	高槻・ヤフコ (名神)	8.4	7.7
	高槻・ヤフコ (新名神)		1.1	9.5	8.8
			1.4	2.5	
八幡 京田辺	10.7	12.1			
茨木 千提寺	9.9	11.3			

近畿自動車道松原那智勝浦線（岸和田和泉・有田間、御坊・南紀田辺間）

[illegible]

			南紀田辺
		みなべ	
	印南		5.8
御坊・御坊南		11.6	17.4
	9.8	21.4	27.2

近畿自動車道敦賀線（吉川ジャンクション・小浜間）

[illegible]

[illegible]

																			下関
																			15.5
																			12.9
																			28.4
																			41.9
																			49.6
																			60.0
																			65.3
																			66.7
																			72.7
																			92.7
																			109.5
																			136.5
																			163.5
																			179.7
																			184.8
																			199.9
																			197.1
																			209.2
千代田	2.0	14.1	16.9	26.4	31.5	47.7	74.7	101.7	118.5	138.5	144.5	145.9	151.2	161.6	169.3	182.8	195.7	211.2	211.2
高田	17.0	29.1	31.9	41.4	46.5	62.7	89.7	116.7	133.5	153.5	160.9	166.2	176.6	184.3	197.8	210.7	226.2	226.2	226.2
三次	37.1	49.2	52.0	61.5	66.6	82.8	109.8	136.8	153.6	173.6	179.6	181.0	186.3	196.7	204.4	217.9	230.8	246.3	246.3
三次東	42.1	54.2	57.0	66.5	71.6	87.8	114.8	141.8	158.6	178.6	184.6	186.0	191.3	201.7	209.4	222.9	235.8	251.3	251.3
庄原	54.1	66.2	69.0	78.5	83.6	99.8	126.8	153.8	170.6	190.6	196.6	198.0	203.3	213.7	221.4	234.9	247.8	263.3	263.3
東城	84.3	96.4	99.2	108.7	113.8	130.0	157.0	184.0	200.8	220.8	226.8	228.2	233.5	243.9	251.6	265.1	278.0	293.5	293.5
新見	109.1	121.2	124.0	133.5	138.6	154.8	181.8	208.8	225.6	245.6	251.6	253.0	258.3	268.7	276.4	289.9	302.8	318.3	318.3
大佐スタート	121.4	133.5	136.3	145.8	150.9	167.1	194.1	221.1	237.9	257.9	263.9	265.3	270.6	281.0	288.7	302.2	315.1	330.6	330.6
北房	137.3	149.4	152.2	161.7	166.8	183.0	210.0	237.0	253.8	273.8	279.8	281.2	286.5	296.9	304.6	318.1	331.0	346.5	346.5
北房ジ ャンクシヨ	139.9	152.0	154.8	164.3	169.4	185.6	212.6	239.6	256.4	276.4	282.4	283.8	289.1	299.5	307.2	320.7	333.6	349.1	349.1
落合	149.1	161.2	164.0	173.5	178.6	194.8	221.8	248.8	265.6	285.6	291.6	293.0	298.3	308.7	316.4	329.9	342.8	358.3	358.3
落合ジ ャンクシヨ	155.8	167.9	170.7	180.2	185.3	201.5	228.5	255.5	272.3	292.3	298.3	299.7	305.0	315.4	323.1	336.6	349.5	365.0	365.0
院庄	169.6	181.7	184.5	194.0	199.1	215.3	242.3	269.3	286.1	306.1	312.1	313.5	318.8	329.2	336.9	350.4	363.3	378.8	378.8
津山	180.0	192.1	194.9	204.4	209.5	225.7	252.7	279.7	296.5	316.5	322.5	323.9	329.2	339.6	347.3	360.8	373.7	389.2	389.2
勝央ジ ャンクシヨ	188.9	201.0	203.8	213.3	218.4	234.6	261.6	288.6	305.4	325.4	331.4	332.8	338.1	348.5	356.2	369.7	382.6	398.1	398.1
美作	191.3	203.4	206.2	215.7	220.8	237.0	264.0	291.0	307.8	327.8	333.8	335.2	340.5	350.9	358.6	372.1	385.0	400.5	400.5
作東	199.5	211.6	214.4	223.9	229.0	245.2	272.2	299.2	316.0	336.0	342.0	343.4	348.7	359.1	366.8	380.3	393.2	408.7	408.7
佐用	211.5	223.6	226.4	235.9	241.0	257.2	284.2	311.2	328.0	348.0	354.0	355.4	360.7	371.1	378.8	392.3	405.2	420.7	420.7
佐用東	214.5	226.6	229.4	238.9	244.0	260.2	287.2	314.2	331.0	351.0	357.0	358.4	363.7	374.1	381.8	395.3	408.2	423.7	423.7
佐用ジ ャンクシヨ	213.5	225.6	228.4	237.9	243.0	259.2	286.2	313.2	330.0	350.0	356.0	357.4	362.7	373.1	380.8	394.3	407.2	422.7	422.7
穴栗ジ ャンクシヨ	227.1	239.2	242.0	251.5	256.6	272.8	299.8	326.8	343.6	363.6	369.6	371.0	376.3	386.7	394.4	407.9	420.8	436.3	436.3
山崎	231.1	243.2	246.0	255.5	260.6	276.8	303.8	330.8	347.6	367.6	373.6	375.0	380.3	390.7	398.4	411.9	424.8	440.3	440.3
夢前スタート	244.8	256.9	259.7	269.2	274.3	290.5	317.5	344.5	361.3	381.3	387.3	388.7	394.0	404.4	412.1	425.6	438.5	454.0	454.0
福崎	251.5	263.6	266.4	275.9	281.0	297.2	324.2	351.2	368.0	388.0	394.0	395.4	400.7	411.1	418.8	432.3	445.2	460.7	460.7
加西	261.6	273.7	276.5	286.0	291.1	307.3	334.3	361.3	378.1	398.1	404.1	405.5	410.8	421.2	428.9	442.4	455.3	470.8	470.8
滝野社	271.3	283.4	286.2	295.7	300.8	317.0	344.0	371.0	387.8	407.8	413.8	415.2	420.5	430.9	438.6	452.1	465.0	480.5	480.5
ひょうご東条	283.1	295.2	298.0	307.5	312.6	328.8	355.8	382.8	399.6	419.6	425.6	427.0	432.3	442.7	450.4	463.9	476.8	492.3	492.3
吉川	287.0	299.1	301.9	311.4	316.5	332.7	359.7	386.7	403.5	423.5	429.5	430.9	436.2	446.6	454.3	467.8	480.7	496.2	496.2
吉川ジ ャンクシヨ	290.3	302.4	305.2	314.7	319.8	336.0	363.0	390.0	406.8	426.8	432.8	434.2	439.5	449.9	457.6	471.1	484.0	499.5	499.5
神戸三田	294.0	306.1	308.9	318.4	323.5	339.7	366.7	393.7	410.5	430.5	436.5	437.9	443.2	453.6	461.3	474.8	487.7	503.2	503.2
神戸ジ ャンクシヨ	299.1	311.2	314.0	323.5	328.6	344.8	371.8	398.8	415.6	435.6	441.6	443.0	448.3	458.7	466.4	479.9	492.8	508.3	508.3
西宮北	300.9	313.0	315.8	325.3	330.4	346.6	373.6	400.6	417.4	437.4	443.4	444.8	450.1	460.5	468.2	481.7	494.6	510.1	510.1
西宮山口ジ ャンクシヨ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宝塚	314.1	326.2	329.0	338.5	343.6	359.8	386.8	413.8	430.6	450.6	456.6	458.0	463.3	473.7	481.4	494.9	507.8	523.3	523.3
中国池田・中国豊中	321.3	333.4	336.2	345.7	350.8	367.0	394.0	421.0	437.8	457.8	463.8	465.2	470.5	480.9	488.6	502.1	515.0	530.5	530.5
中国吹田・吹田ジ ャンクシヨ	330.7	342.8	345.6	355.1	360.2	376.4	403.4	430.4	447.2	467.2	473.2	474.6	479.9	490.3	498.0	511.5	524.4	539.9	539.9

山陽自動車道吹田山口線（神戸^ジ・ヤンクシヨソ・廿日市^ジ・ヤンクシヨソ間、大竹^ジ・ヤンクシヨソ・山口^ジ・ヤンクシヨソ間）

[illegible]

	斐川	出雲
		13.6
雲南加茂 スマート	10.7	
穴道	6.2	

[illegible][illegible][illegible]

西予宇和	大洲北只
	15.7

[illegible]

九州縦貫自動車宮崎線（えびの・宮崎間）

九州縦貫自動車宮崎線（えびの・宮崎間）																
えびの	小林	15.7	29.6	栗野	横川	溝辺	加治木	板島	スート	始良	薩摩吉田	鹿児島北	鹿児島			
												4.4	9.1			
												8.6	17.7			
												9.1	17.7			
												2.5	11.1			
												6.2	8.7			
												13.8	21.5			
												27.7	30.2			
												38.8	47.9			
												47.9	47.9			
6.0	19.8	27.5	33.7	36.2	44.8	53.9	53.9									
えびの	小林	17.9	28.5	高原	20.4	25.4	5.0	21.1	28.5	33.6	山ノ口	スート	野田	清武南	宮崎	
															7.4	12.5
															16.1	23.5
															23.5	28.6
															28.5	33.6
															41.5	48.9
															48.9	54.0
															52.1	59.5
															59.5	64.6
															64.6	82.5

[illegible][illegible]

				今川	みやこ 豊津
			行橋	スーパ	5.1
	両田			2.3	7.4
	北九州 ジャンクション	北九州空港	8.6	10.9	16.0
		8.2	16.8	19.1	24.2
小倉東	3.1	11.3			
小倉南	3.8	12.0			

			中津	宇佐
		上毛		8.9
	豊前	スマート	7.0	15.9
椎田南		5.2	12.2	21.1
	7.2	12.4	19.4	28.3

				佐伯
			津久見	
		臼杵		13.0
	大分		7.0	20.0
大分米良	宮内	14.0	21.0	34.0
	6.2	20.2	27.2	40.2

										田野	清武南	宮崎								
										8.5	3.3	8.4								
										清武										
										宮崎西										
										国富										
										西都										
										新富										
										高鍋										
										日向										
										都農										
										門川南										
門川	スーパ				20.0		32.9		38.7		45.0		56.6		61.8		69.7			
	—				12.6		32.6		45.5		51.3		57.6		69.2		74.4		82.6	
					13.9		33.9		46.8		52.6		58.9		70.5		75.7		83.3	

末吉財部	国分	霧島	華人束
		スマート	2.8
		2.0	4.8
	22.5	24.5	27.3

		泉佐野・ りんくう —
貝塚	6.9	12.9
泉南・ 阪南	7.4	13.4

		門司
	門司港	—
下関	4.3	9.4

研究対象地域（単位：平方キロメートル）															
													那覇		
													西原		
													幸地	ジャングル	—
													1.6	4.0	
													3.2	5.6	
													6.4	9.6	12.0
													8.0	10.9	13.3
													9.3	15.4	17.8
													10.9	17.0	21.0
													12.2	18.9	20.5
													13.8	29.0	31.4
													15.4	31.7	34.1
													17.0	35.9	39.9
													18.6	45.7	48.1
													20.5	54.9	57.3
													21.0		
													22.8		
													24.2		
													25.7		
													27.2		
													28.7		
													30.2		
													31.7		
													33.2		
													34.7		
													36.2		
													37.7		
													39.2		
													40.7		
													42.2		
													43.7		
													45.2		
													46.7		
													48.2		
													49.7		
													51.2		
													52.7		
													54.2		
													55.7		
													57.2		
													58.7		
													60.2		
													61.7		
													63.2		
													64.7		
													66.2		
													67.7		
													69.2		
													70.7		
													72.2		
													73.7		
													75.2		
													76.7		
													78.2		
													79.7		
													81.2		
													82.7		
													84.2		
													85.7		
													87.2		
													88.7		
													90.2		
													91.7		
													93.2		
													94.7		
													96.2		
													97.7		
													99.2		
													100.7		
													102.2		
													103.7		
													105.2		
													106.7		
													108.2		
													109.7		
													111.2		
													112.7		
													114.2		
													115.7		
													117.2		
													118.7		
													120.2		
													121.7		
													123.2		
													124.7		
													126.2		
													127.7		
													129.2		
													130.7		
													132.2		
													133.7		
													135.2		
													136.7		
													138.2		
													139.7		
													141.2		
													142.7		
													144.2		
													145.7		
													147.2		
													148.7		
													150.2		
													151.7		
													153.2		
													154.7		
													156.2		
													157.7		
													159.2		
													160.7		
													162.2		

別添 5 を次のとおり改める。

京滋バイパス

第二京阪道路

淀川左岸線延伸部

広島岩国道路

八代日奈久道路江津道路

椎田道路

宇佐別府道路

日出バイパス

延岡南道路

隼人道路

湯浅御坊道路

名神湾岸連絡線

西宮	西日本・ 阪神接続部
	0.3

			終点
	東予丹原	いよ小松	—
今治		3.0	4.0
湯ノ浦	9.0	12.0	13.0

					京丹波	京丹波	丹波
					みずほ		7.7
				京丹波 わち	11.6		19.3
				7.3	18.9		26.6
		綾部	綾部				
		アンク寺	2.6	9.9	21.5		29.2
宮津		12.1	14.7	22.0	33.6		41.3
天橋立	11.3	23.4	26.0	33.3	44.9		52.6

丹波	園部	八木西	八木中
			1.5
		—	5.5
	5.4	—	10.9

					長岡京	大山崎
				大原野		1.3
		杵掛			7.1	8.4
	篠		—	—	—	—
亀岡		5.0	—	—	13.5	14.8
	5.5	10.5	—	—	19.0	20.3

[illegible]

兵庫県道路公社が管理する道路（播但連絡道路）

														和田山
														12.1
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—
														—

別添 7 を次のとおり改める。

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ														
大口	×	大口													
深夜	○	○	深夜												
休日	○	○	×	休日											
近迂	○	○	○	×	近迂										
近大迂	○	○	○	×	×	近大迂									
中神入	○	○	○	×	×	×	中神入								
中神迂	○	○	○	×	×	×	×	中神迂							
沖特	○	○	○	×	×	×	×	×	沖特						
延地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	延地					
広連	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	広連				
障割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	障割			
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「近大迂」、「中神入」、「中神迂」「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	二輪車定率割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

別添 8 を次のとおり改める。

別添 8 二輪車定率割引で用いるキロ程（単位：キロメートル）

近畿自動車道天理吹田線（天理・松原又は長原間）

										長原	
										松原	
										1.8	
										藤井寺	
										松原	
										ジ ャンクシヨソ	
										0.9	
										0.9	
										3.1	
										4.0	
										5.1	
										8.2	
										9.1	
										9.5	
										12.6	
										13.5	
										18.9	
										18.9	
										18.2	
										21.3	
										22.2	
										22.2	
										20.9	
										24.0	
										24.9	
										24.9	
										24.1	
										27.2	
										28.1	
										28.1	

近畿自動車道天理吹田線（松原・吹田間）

												吹田										
												摂津北	—									
												摂津南	2.4	6.9								
												守口	—	3.5	8.0							
												門真	ジ ャンクシヨソ	3.2	—	6.7	11.2					
												門真	ジ ャンクシヨソ	—	4.7	—	8.2	12.7				
												東大阪北	—	—	—	—	—	—				
												東大阪	1.0	2.0	—	6.7	—	10.2	14.7			
												東大阪南	ジ ャンクシヨソ	—	3.2	4.2	—	8.9	—	12.4	16.9	
												八尾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
												長原	1.9	5.4	—	8.6	9.6	—	14.3	—	17.8	22.3
												松原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松原	ジ ャンクシヨソ	0.9	—	7.1	10.6	—	13.8	14.8	—	19.5	—	23.0	27.5									
	0.9	1.8	—	8.0	11.5	—	14.7	15.7	—	20.4	—	23.9	28.4									

近畿自動車道松原那智勝浦線（長原・岸和田和泉間）

長原	松原	0.9	4.1	4.6	—	12.6	13.4	23.5
	松原	1.8	5.0	5.5	—	13.5	14.3	24.4
	美原北	—	—	—	—	—	—	—
	美原	—	—	—	—	—	—	—
	堺	—	—	—	—	—	—	—
	堺	—	—	—	—	—	—	—
	美原南	—	—	—	—	—	—	—
	美原	—	—	—	—	—	—	—
	岸和田	—	—	—	—	—	—	—
	和泉	—	—	—	—	—	—	—

油小路線

起点	鴨川西	—	2.1	—	4.8	6.8
	上鳥羽	—	2.7	—	5.4	7.4
	城南宮北	—	0.5	—	3.2	5.2
	城南宮南	—	—	—	—	—
	伏見	—	—	—	—	—
	終点	—	—	—	—	—

鹿児島道路

市来	美山	伊集院
	—	11.1

伊集院	松元	鹿児島西
	4.8	10.2

安来道路

米子西	安来	東出雲
	6.6	19.1

京奈道路

城陽	田辺北	田辺西	精華下粕	精華学研	山田川
	1.3	4.8	8.7	13.7	13.7
	—	—	—	—	—

山田川	木津

堺泉北道路

平井	太平寺	菱木	取石	終点
	—	1.5	3.8	4.7
	—	—	—	—

広島呉道路

仁保	坂

坂	天応	呉

長崎バイパス

起点	古賀市布	間ノ瀬	川平	終点
	—	—	—	—

南阪奈道路

								終点
						葛城		—
				太子		5.5	7.5	
				羽曳野東		—	—	—
		羽曳野		2.6	4.8	10.3	12.3	
		美原東	—	—	—	—	—	
美原		美原	—	—	—	—	—	
美原 ジャンクション	—	1.5	3.6	6.2	8.4	13.9	15.9	
		2.5	4.6	7.2	9.4	14.9	16.9	

京都縦貫自動車道

令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

						千代川
				八木東		3.1
		八木中		—	—	
		八木西	5.8	—	5.8	
丹波	園部	—	9.8	—	9.8	
	5.4	—	15.2	—	15.2	

						長岡京		大山崎
				大原野		7.1	8.4	1.3
				沓掛		—	—	—
		篠		5.0	—	13.5	14.8	
		亀岡	10.6	15.6	—	24.1	25.4	
千代川	大井	5.1	10.6	15.6	—	24.1	25.4	
	2.5	5.1	10.6	15.6	—	24.1	25.4	

関西国際空港連絡橋

りんくう	関西	
	国際空港	9.2

武雄佐世保道路

武雄南	波佐見	
	有田	10.1

波佐見	佐世保	佐世保
	三川内	大塔
有田	7.3	11.9

佐世保道路

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

佐世保	佐世保	佐世保
	大塔	大塔
中央	みなと	7.8
	—	7.8

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

佐々	相浦中里	佐世保	佐世保
		中央	みなと
		5.0	—
	4.1	9.1	—
			4.9
			7.8
			12.8
			16.9

別紙特1を次のとおり改める。

別紙特1

(協定第4条第3項)

(機構法第13条第1項第3号、4号及び5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る 債務引受限度額

1. 先行特定更新等工事の内容

(1)機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市中小路町狐山(八日市インターチェンジを含まない)	兵庫県西宮市今津野田町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	奈良県天理市櫟本町	大阪府吹田市青葉丘北
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府松原市別所町 和歌山県御坊市野口字野尻	和歌山県有田郡有田川町大字天満字 和歌山県田辺市稲成町字下組
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町金会	福井県小浜市府中(小浜インターチェンジを含む)
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府吹田市青葉丘北	山口県下関市棕野町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県神戸市北区有野町二郎 広島県大竹市御園	広島県廿日市市宮内 山口県山口市黒川
高速自動車国道 山陽自動車道 宇部下関線	山口県宇部市大字東岐波	山口県下関市大字吉田地方
高速自動車国道 中国横断自動車道 姫路鳥取線	兵庫県たつの市揖西町土師	兵庫県たつの市新宮町角亀字畦畑
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県岡山市北区津寺	鳥取県米子市赤井手
高速自動車国道 中国横断自動車道 尾道松江線	島根県雲南市三刀屋町三刀屋	島根県松江市乃白町字迂り廻
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐南区沼田町大字伴	島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 山陰自動車道 鳥取益田線	島根県松江市宍道町伊志見	島根県出雲市知井宮町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	徳島県徳島市川内町沖島	愛媛県大洲市新谷
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津	高知県須崎市吾井郷乙
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県西予市宇和町稻生	愛媛県大洲市北只
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市田上
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市清武町大字加納字山口甲

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	長崎県長崎市早坂町	大分県大分市片島字長居ヶ迫
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区大字堀越 大分県大分市片島字長居ヶ迫 宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡みやこ町皆見 大分県佐伯市大字上岡 宮崎県宮崎市清武町大字今泉字柳ヶ谷乙 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県名護市字幸喜	沖縄県那覇市首里崎山町
一般国道1号（京滋バイパス）	滋賀県大津市大江町	京都府久世郡久御山町森
一般国道2号（第二神明道路）	兵庫県神戸市須磨区月見山町 兵庫県神戸市垂水区名谷町入野	兵庫県明石市魚住町清水字鳥喰下 兵庫県神戸市西区伊川谷町井吹
一般国道2号（広島岩国道路）	広島県廿日市市宮内	広島県大竹市御園
一般国道3号（南九州西回り自動車道 （市来～鹿児島西））	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市市田上
一般国道9号（安来道路）	鳥取県米子市陰田町	島根県八束郡東出雲町大字出雲郷
一般国道9号（江津道路）	島根県江津市嘉久志町	島根県浜田市後野町
一般国道34号（長崎バイパス）	長崎県諫早市多良見町市布名 長崎県長崎市川平町	長崎県長崎市昭和 長崎県長崎市西山
一般国道42号（湯浅御坊道路）	和歌山県有田郡有田川町大字天満	和歌山県御坊市野口
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	京都府船井郡京丹波町字須知	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺
一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））	佐賀県武雄市東川登町大字袴野	長崎県佐世保市大塔町
一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））	長崎県佐世保市大塔町	長崎県佐世保市矢岳町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、先行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁更新	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	74 キロメートル	833,308 百万円	1,577,414 百万円
	桁	・橋梁の上部構造の取替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	51,274 百万円	
橋梁修繕	床版	・橋梁の床版の補修、補強(床版増厚、炭素繊維補強、剥落防止対策、SFRC、高性能床版防水、表面被覆、電気化学的防食、鋼床版の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	155 キロメートル	68,010 百万円	
	桁	・橋梁の上部構造の補修、補強(炭素繊維補強、剥落防止対策、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食、鋼構造物の疲労亀裂補修・補強等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	46 キロメートル	66,209 百万円	
土構造物修繕	盛土 切土	・土構造物(盛土、切土)の補修、補強(グラウンドアンカー、水抜ボーリング、碎石縦排水等)及びのり面排水施設の補修、補強(用排水溝、跳水防止対策等)等、土構造物全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	13, 820 箇所	275,228 百万円	
トンネル修繕	本体 覆工	・トンネル本体の補修、補強(インバートの設置等)及びトンネル覆工コンクリートの補修、補強(炭素繊維補強、ロックボルト補強、内巻補強、剥落防止対策、背面空洞注入等)等、トンネル全体の安定性を確保する対策 ・上記に付随する附属物の補修、取替え	46 キロメートル	123,405 百万円	

2. 後行特定更新等工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間	
	起点	終点
高速自動車国道 中央自動車道 西宮線	滋賀県東近江市沖野	兵庫県西宮市今津曙町
高速自動車国道 近畿自動車道 天理吹田線	大阪府松原市大堀 大阪府吹田市青葉丘北	奈良県天理市櫛本町 大阪府大阪市鶴見区安田
高速自動車国道 近畿自動車道 名古屋神戸線	滋賀県甲賀市楽町黄瀬	滋賀県大津市牧
高速自動車国道 近畿自動車道 松原那智勝浦線	大阪府堺市南区小代	和歌山県和歌山市加納
高速自動車国道 近畿自動車道 敦賀線	兵庫県三木市吉川町福吉	京都府舞鶴市祖母谷堂奥
高速自動車国道 中国縦貫自動車道	大阪府茨木市茨木市飛地(小坪井)	山口県下関市棕野上町
高速自動車国道 山陽自動車道 吹田山口線	兵庫県姫路市飾東町佐良和 兵庫県三木市志染町大谷 岡山県倉敷市中庄	山口県山口市鑄銭司天神原 兵庫県神戸市西区見津が丘 岡山県都窪郡早島町早島下野, 金田の一部
高速自動車国道 中国横断自動車道 岡山米子線	岡山県総社市長良 岡山県真庭市中河内元定	岡山県加賀郡吉備中央町西大沢 鳥取県西伯郡伯耆町金屋谷遊久の里
高速自動車国道 中国横断自動車道 広島浜田線	広島県広島市安佐北区安佐町飯室 広島県山県郡北広島町大字新庄	広島県広島市安佐南区伴西 島根県浜田市高佐町
高速自動車国道 四国縦貫自動車道	愛媛県四国中央市金生町下分	愛媛県大洲市東大洲
高速自動車国道 四国横断自動車道 愛南大洲線	愛媛県大洲北只	愛媛県西予市宇和町卯之町
高速自動車国道 四国横断自動車道 阿南四万十線	徳島県鳴門市撫養町木津 徳島県板野郡藍住町東中富 愛媛県四国中央市金生町下分	愛媛県四国中央市金生町下分 徳島県三好市井川町西井川 高知県南国市領石
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 鹿児島線	福岡県北九州市門司区黒川東	鹿児島県鹿児島市西陵
高速自動車国道 九州縦貫自動車道 宮崎線	宮崎県えびの市大字永山	宮崎県宮崎市大字本郷北方

高速自動車国道 九州横断自動車道 長崎大分線	佐賀県鳥栖市柚比町 佐賀県鳥栖市幡崎町	長崎県諫早市多良見町市布山中 大分県別府市大字鶴見
高速自動車国道 東九州自動車道	福岡県北九州市小倉南区志井公園 福岡県豊前市大字久路土 大分県大分市大字片島 宮崎県児湯郡都農町大字川北朝草 鹿児島県曾於市末吉町深川	福岡県京都郡苅田町大字雨窪 大分県中津市三光下秣 大分県臼杵市大字野田 宮崎県宮崎市大字今泉上大久保 鹿児島県霧島市隼人町住吉
高速自動車国道 関門自動車道	山口県下関市棕野町	福岡県北九州市門司区黒川東
高速自動車国道 沖縄自動車道	沖縄県宜野湾市野嵩	沖縄県沖縄市上地
一般国道1号、一般国道478号(京滋バイパス)	滋賀県大津市神領	滋賀県大津市石山寺
一般国道2号(第二神明道路)	兵庫県神戸市須磨区高倉台 兵庫県神戸市垂水区舞多聞西	兵庫県加古郡播磨町野添 兵庫県神戸市西区伊川谷町上脇
一般国道2号(広島岩国道路)	広島県廿日市市滝の下	広島県大竹市小方
一般国道3号 (南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))	熊本県八代市上片町	熊本県八代市敷川内町
一般国道3号 (南九州西回り自動車道(市来～鹿児島西))	鹿児島県いちき串木野市大里	鹿児島県鹿児島市武岡
一般国道9号 (安来道路)	鳥取県米子市陰田町	島根県安来市佐久保町
一般国道10号 (椎田道路)	福岡県京都郡みやこ町皆見	福岡県築上郡築上町大字上ノ河内
一般国道10号 (宇佐別府道路)	大分県宇佐市大字山本	大分県杵築市大字久木野尾字西畑部
一般国道10号 (隼人道路)	鹿児島県霧島市隼人町住吉	鹿児島県霧島市隼人町小浜
一般国道31号 (広島呉道路)	広島県広島市南区向洋新町	広島県安芸郡坂町横浜中央
一般国道34号 (長崎バイパス)	長崎県諫早市多良見町市布上市	長崎県長崎市平間町
一般国道42号 (湯浅御坊道路)	和歌山県有田郡広川町大字井関	和歌山県有田郡広川町大字上津木
一般国道196号 (今治・小松自動車道(今治小松道路))	愛媛県今治市長沢	愛媛県西条市丹原町願連寺
一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都府南丹市桐ノ庄内林町	京都府亀岡市篠町夕日ヶ丘
一般国道497号 (西九州自動車道(佐世保道路))	長崎県佐世保市卸本町	長崎県佐世保市大黒町
一般国道497号 (西九州自動車道(武雄佐世保道路))	佐賀県武雄市東川登町大字袴野宇土手	長崎県佐世保市卸本町

(2) 工事内容

会社が行う高速道路の管理のうち、後行特定更新等工事で行う工事の内容及び債務引受限度額は、以下のとおり

・損傷、腐食その他の劣化等に対して構造物全体の修繕を実施するもの

区分	項目	工事概要	延長	工事予算	債務引受 限度額
橋梁	床版	・橋梁の床版取替、床版全面打替え ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	6 キロメートル	58,720 百万円	297,600 百万円
	桁	・橋梁(PC橋)の上部構造(桁)の架替え ・橋梁(PC橋)の上部構造の補修、補強(充填材の再注入、外ケーブル補強、表面被覆、電気化学的防食等) ・上記に付随する橋梁附属物及び橋梁上の工作物の補修、取替え	18 キロメートル	94,200 百万円	
土工・舗装	舗装	・舗装(路盤)の更新(高耐久化) ・上記に付随する舗装(表層・基層)及び路面標示等の取替え	342 キロメートル	92,700 百万円	
	切土	・土構造物(切土)の構造変更(ボックスカルバート化、押え盛土等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	1 箇所	10,000 百万円	
	盛土	・土構造物(盛土)の更新(盛土材の置換等) ・上記に付随する附属物の補修、取替え	- キロメートル	- 百万円	

別紙特2を次のとおり改める。

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	105百万円
H 2 8	7,861百万円
H 2 9	9,756百万円
H 3 0	13,246百万円
R 1	11,164百万円
R 2	32,061百万円
R 3	62,030百万円
R 4	59,630百万円
R 5	77,373百万円
R 6	481,495百万円
R 7	257,449百万円
R 8	185,012百万円
R 9	133,978百万円
R 1 0	143,761百万円
R 1 1	197,659百万円
R 1 2	22,515百万円
R 1 3	26,012百万円
R 1 4	32,725百万円
R 1 5	26,841百万円
R 1 6	47,299百万円
R 1 7	27,530百万円
R 1 8	6,815百万円
R 1 9	5,412百万円
R 2 0	7,286百万円

(注1) 平成27年度から令和5年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和6年 8月28日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 高 松 勝

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 芝 村 善 治